

工場 設置 変更 認可申請書

×年××月××日

小平市長殿

住所 小平市××町×-××-××
 氏名 株式会社 小平環境ランドリー
 代表取締役 小平 一郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項 第82条第1項 の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第 号 年 月 日			
	変更事由	1 業種	2 作業	3 建物	4 施設
工場の名称	株式会社 小平環境ランドリー小平工場				
工場の所在地	小平市××町×-××-××				
地域等	用途地域		水域		
	準工業地域		公共下水		
業種① 作業の種類②	① ドライクリーニング業		② ドライクリーニング		
	主要生産品目				
資本金	5,000,000 円	作業時間	9時00分から17時00分まで(7時間)		
自動車の出入口が接する道路の幅員	6 m	100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 △位置:別紙() のとお り 無		
工事着工予定	年 月 日	工事完成予定	年 月 日		
従業員数	50 人	常用雇用者数	30 人		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名	環境担当 主任 小平 二郎			
連絡先	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号)	環境担当 主任 小平 二郎 042-000-000× 042-000-000× 電子メールアドレス kankyorando@aaaa.co.jp			
※受付欄		※手数料			

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 - △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 - 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7-4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 - 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 - 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
 - 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後(設置)	500 m ²	2 変更前	m ²	
	建物の配置等	△別紙(1 その1)のとおり				
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙(1 その2)のとおり				
	周囲の状況	△別紙(1 その1)のとおり				
施設の状況	機械・設備等の施設	△別紙(1 その3)のとおり				
	構造・配置・使用方法	△別紙(6)のとおり				
動力用電力の合計(kW)		その他の電力の合計(kW)	総燃料油使用量(ℓ/日)	総用水量(m ³ /日)	取水方法	総排水量(m ³ /日)
1 200		50	5	50	公共	40
2						
工場を取り扱う有害ガス又は有害物質		石油系溶剤				
作業の工程		納品→選別→洗濯(ドライ・水洗)→脱水→乾燥→プレス→包装→出荷				
		屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要(一時的作業に伴う措置を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> ・機械はすべて屋内に設置し、騒音等が外に出ないように出入り口が常に閉鎖する。 ・洗濯機械(ドライ用・水洗用)及び脱水機はすべて防振装置対応機械を導入する。 ・排出口はダクトを向上屋上まで上げ、かつ脱臭装置を設置する。 				

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場を取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

同等の図面があれば、
それを適用することができます。

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

機械・設備等の施設						
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)	その他の電力 (kW) (原動機以外)
1	新	ドライ機	50kW	2	100	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>項目の内容が確認できる表であれば、別様式でも可</p> </div>						
合	計				100	

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		2			
種類・名称・型式		コンプレッサー			
公称能力		100kw			
数		1台			
使用開始（予定）年月日		×年××月×日			
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	10時～16時 20日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動	なし			
騒音又は振動の防止の方法		低騒音型 室内設置 防振ゴム			
事業用自動車	種類	トラック			
	用途	製品搬送			
	積載量	2t			
	台数	1台			
	1時間当たりの出入回数				
	1日当たりの出入回数	3回			

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。
- 2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。